

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等（「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」に関する都市計画事業）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
	② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税) (個人住民税:外(自動連動))(地方税)
3	内容	《制度の概要》 避難解除区域等(避難指示の対象となっている帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域を含む。)において実施される「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたり、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等(5,000 万円特別控除等)を認める租税特別措置である。 《関係条項》 ○福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 32 条 ○都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 11 条第 1 項第 13 号 ○租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 65 条の 2
4	担当部局	都市局 都市計画課、市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和8年8月 分析対象期間:令和3年度～令和7年度
6	創設年度及び改正経緯	平成 27 年度 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の対象となる事業の拡充(避難指示が解除された区域内で実施される「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたって、譲渡所得の特別控除等を認める。) 平成 29 年度 帰還困難区域内に設定される特定復興再生拠点区域に適用範囲を拡大(避難指示が解除されていない帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域で実施される「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたって、譲渡所得の特別控除等を認める。)
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する避難指示の対象となった市町村において、帰還する住民の生活や地域経済の再生のため、住宅、産業施設、公共施設等を一体的に備えた市街地である「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の効率的かつ円滑な整備を促進することを目的としている。 《政策目的の根拠》 ■福島復興再生基本方針(令和7年 12 月 16 日閣議決定) 第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生 第3 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に

			実施すべき施策に関する基本的な事項 (5) 課税の特例 イ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に係る課税の特例 避難解除区域等に帰還する住民の生活再開及び地域経済の再建に資する一団地の復興再生拠点市街地形成施設の円滑かつ迅速な整備を支援するため、事業実施に必要な用地を地方公共団体等に譲渡した場合における課税の特例措置を設けている。 本措置の適用により効率的かつ円滑な用地取得と早期整備の実現を図ることとする。 第4 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 (2) 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生のための施策 ③ 課税の特例等 特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域内についても、第3. 2(5)のとおりに、課税の特例が受けられる。 ■原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定) 2. 帰還困難区域の復興に取り組む (1) 帰還困難区域における特定復興拠点等の整備 …(略)…特定復興拠点を整備する計画(以下「整備計画」)を県と協議した上で市町村が策定し、国の認定を受けた場合、一団地の復興再生拠点整備制度や道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、事業再開に必要な設備投資等に係る課税の特例を特定復興拠点においても活用できるようにする等、必要な措置を盛り込んだ福島特措法の改正法案を、次期通常国会に提出する。加えて、平成 29 年度から、特定復興拠点の復興事業に要する予算・税制等の措置を講じる。…(略)… ■「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月 20 日閣議決定) 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1) 原子力災害被災地域 …(略)…福島復興及び再生はこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであり、…(略)…福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、…(略)…引き続き国が前面に立って取り組む。また、令和3年度からの当面 10 年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うこととされており、これらを踏まえ、まずは福島復興・再生に向けた課題を第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。具体的には、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備…(略)…に
--	--	--	---

			向けた取組等を行う。…(略)… ③ 帰還・移住等の促進、生活再建等 (特定帰還居住区域・特定復興再生拠点区域及び帰還困難区域) …(略)…まちづくりが効果的に進められるよう、…(略)…福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅速な整備を支援する。 (さらなる帰還・移住等の促進、生活再建等) - 住民の帰還を促進し、避難指示解除地域の復興の実現に向けて、生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から進める。…(略)…
		② 政策体系における政策目的の位置付け	■復興庁政策体系(令和8年度) 施策(2) 原子力災害からの復興に係る施策の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	本租税特別措置が適用されることによって、効率的かつ円滑な用地取得が可能となり、事業期間が短縮されることにより、避難解除区域等内に帰還する住民の生活再開及び地域経済の再建に資する「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備を早期に実現する。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本租税特別措置が適用されることによって、用地取得が迅速化され、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備に要する事業期間が短縮されることにより、被災者の帰還が促進される。
9	有効性等	① 適用数	令和3年度～令和7年度:0件 【算定根拠】 国土交通省が実施した地方公共団体に対する調査結果を基に記載。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に記載されている情報は、他の租税特別措置の適用件数に係る数値を含んでおり、本特例に係る数値のみを抽出することができないため、当該情報を用いていない。
		② 適用額	令和3年度～令和7年度:0円 【算定根拠】 国土交通省が実施した地方公共団体に対する調査結果を基に記載。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に記載されている情報は、他の租税特別措置の適用額に係る数値を含んでおり、本特例に係る数値のみを抽出することができないため、当該情報を用いていない。
		③ 減収額	令和3年度～令和7年度:0円 【算定根拠】 国土交通省が実施した地方公共団体に対する調査結果を基に記載。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に記載されている情報は、他の租税特別措置の適用額に係る数値を含んでおり、本特例に係る数値のみを抽出するこ

			とができないため、当該情報を用いていない。
		④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 事後評価の分析対象期間(令和3年度から令和7年度まで)において、法人が本租税特別措置を利用した実績がない。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 国土交通省が実施した地方公共団体に対する調査結果を基に記載。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 事後評価の分析対象期間(令和3年度から令和7年度まで)において、法人が本租税特別措置を利用した実績がない。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 国土交通省が実施した地方公共団体に対する調査結果を基に記載。 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 事後評価の分析対象期間(令和3年度から令和7年度まで)において、用地買収の対象となる土地は、個人が所有する土地のみだったため。
		⑤ 税収減を是認する理由等	今後、福島県の本租税特別措置の対象区域において、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備に関する都市計画事業が実施される見込みがあり、その際、事業の実施に大きな役割を果たすため。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」と類似する制度である「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」においても、同様の租税特別措置が講じられており、効率的かつ円滑な用地取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)では、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備のために地方公共団体が行う用地の取得・造成、公共施設の整備等を同交付金の対象事業として位置付け、当該地方公共団体に対して同交付金を交付することとしている。 一方、本租税特別措置は、用地に係る従前の権利者に対して、事業施行者である地方公共団体に用地を譲渡するインセンティブとして、措置するものであり、予算措置との役割分担は明確である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」に係る都市計画事業は、市町村等が施行するものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものであるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		事後評価の分析対象期間(令和3年度から令和7年度まで)において、法人が本租税特別措置を利用した実績はないものの、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」に関する都市計画事業については、新規の事業実施に向けた取組が一部の地方公共団体において現在も進められているところ、今後も、事業施行者である地方公共団体による用地買収等が実施される見込みである。 引き続き、本租税特別措置の実施により、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の効率的かつ円滑な整備を促進するとともに、被災者の帰還を促進していく。

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和3年8月
----	------------------------	--------